

令和2年11月25日

議 案
(その1)

11月定例会議

常 総 市

議案第61号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、令和2年10月7日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、当該人事院勧告に準拠して一般職に属する職員に支給する期末手当の率を改める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、別表第1」を「別表第1」に、「とする」を「とし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事補の職務又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主幹又は主任の職務
4級	係長又は主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	副参事又は課長の職務
7級	参事又は部長の職務

第2条 常総市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年常総市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第62号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、人事院勧告に基づく一般職に属する職員の給与改定に準じて、市長等特別職に支給する期末手当の率を改正するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日

議案参考資料
(その1)

11月定例会議

常総市

◎議案第61号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎議案第62号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

まず、議案第61号について、説明いたします。

この条例は、令和2年10月7日の人事院勧告に準拠して一般職の職員等の期末手当の率を改正するものです。

第1条関係といたしまして、常総市職員の給与に関する条例を改正し、令和2年12月に支給する期末手当の率を、0.05月分引き下げるもので、次の表のとおり、一般の職員にあつては現行の1.3月から1.25月とし、給料表で6級以上の特定幹部職員にあつては現行の1.1月から1.05月とするものです。

R2年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.300	0.950	2.250	4.500 (4.450)	—
	12月期	1.300 ----- (1.250)	0.950	2.250 ----- (2.200)		△0.05
特定幹部 職員	6月期	1.100	1.150	2.250		—
	12月期	1.100 ----- (1.050)	1.150	2.250 ----- (2.200)		△0.05

*網掛け部分が改正箇所となり、()内が改正後の支給月数となります。

次に、第2条関係といたしまして、第1条で引き下げた期末手当の0.05月分について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に支給する期末手当に按分する改正を行うものです。

R3年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.300 ----- (1.275)	0.950	2.250 ----- (2.225)	4.450	△0.025
	12月期	1.250 ----- (1.275)		2.200 ----- (2.225)		0.025
特定幹部 職員	6月期	1.100 ----- (1.075)	1.150	2.250 ----- (2.225)	4.450	△0.025
	12月期	1.050 ----- (1.075)		2.200 ----- (2.225)		0.025

第3条関係といたしまして、常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を改正し、令和2年12月に支給する特定任期付職員の期末手当の率を一般職の職員と同様に0.05月を引き下げることにいたします。

R2年度	期別	期末手当	年間	比較
特定任期付職員	6月期	1.70	3.400 (3.350)	—
	12月期	1.70 ----- (1.650)		△0.050

次に、第4条関係といたしまして、第3条で引き下げた期末手当の0.05月分について、来年度は、一般職の職員と同様に6月と12月に支給する期末手当に按分する改正を行うものです。

R3年度	期別	期末手当	年間	比較
特定任期付職員	6月期	1.70 ----- (1.675)	3.350	△0.025
	12月期	1.650 ----- (1.675)		0.025

なお、第1条及び第3条の規定にあつては条例の公布の日から施行すること

とし、第2条及び第4条の規定にあつては令和3年4月1日から施行させることといたします。

続きまして、議案第62号について、説明いたします。

この条例は、令和2年10月7日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、一般職に属する職員に準じて、市長等特別職の期末手当の率を改正するものです。

まず、第1条関係といたしまして、令和2年12月に支給する期末手当の率を0.05月分引き下げるもので、次の表のとおり現行の1.7月から1.65月とするものです。

R2年度	期別	期末手当	年間	比較
特別職	6月期	1.70	3.400 (3.350)	—
	12月期	1.70 ----- (1.650)		△0.050

次に、第2条関係といたしまして、第1条で引き下げた期末手当の0.05月分について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に按分する改正を行うものです。

R3年度	期別	期末手当	年間	比較
特別職	6月期	1.70 ----- (1.675)	3.350	△0.025
	12月期	1.650 ----- (1.675)		0.025

この条例の施行は、議案第61号と同様に第1条の規定にあつては条例の公布の日とし、第2条の規定にあつては令和3年4月1日からといたします。

なお、議案第61号及び議案第62号につきまして、いずれも令和2年12月期の期末手当の基準日である12月1日前に公布し、施行させる必要があることから、本日の会議での採決をお願いするものであります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和 3 2 年 1 0 月 1 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条・第 3 条 略

(職務の級)

第 4 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第 1 項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、~~別表第 1 別表第 1~~のとおりとするとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

第 5 条～第 1 7 条 略

(期末手当)

第 1 8 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条から第 1 8 条の 3 まで及び附則第 2 2 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第 1 8 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、~~若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し~~、又は死亡した職員（第 2 2 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に~~1 0 0 分の 1 3 0~~1 0 0 分の 1 2 5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第 1 9 条において「特定幹部職員」という。）にあっては、~~1 0 0 分の 1 1 0~~1 0 0 分の 1 0 5を乗じて得た額）に、基準日以前 6 か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 1 0 0 分の 1 0 0

- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 (4) 3か月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「~~100分の130~~
~~0~~100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「~~100分の1~~
~~10~~100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

【第2条関係（令和3年4月1日施行）】

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に~~100分の125~~100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては、~~100分の105~~100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「~~100分の125~~100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「~~100分の105~~100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した職員にあっては、退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。
- 第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、そ

の支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 2 9 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 2 8 条第 4 項の規定により失職した職員~~(法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)~~
- (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 1 8 条の 3 略

(勤勉手当)

第 1 9 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、~~若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し~~、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した職員にあっては、退職し、~~若しくは失職し~~、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 1 0 0 分の 9 5 (特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 1 5) を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5 (特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 5 5) を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべ

き給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 1 8 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 1 9 条第 3 項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 1 8 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 1 9 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 1 9 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 5 項第 3 号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 1 9 条第 1 項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 2 0 条・第 2 1 条 略

（休職者の給与）

第 2 2 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 2 8 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。

4 職員が法第 2 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 1 0 0 分の 6 0 以内を支給することができる。

5 職員が法第 2 7 条第 2 項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当

のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、~~若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し~~、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第22条第7項」と読み替えるものとする。

第23条・第24条 略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。
- 2～21 略
- 22 解散前の常総・下妻学校給食組合の職員のうち、常総・下妻学校給食組合職員の給与に関する条例（平成18年常総・下妻学校給食組合条例第13号）の適用を受けていた者であって、常総・下妻学校給食組合の解散に伴って引き続き本市の職員として任用されたものの期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、解散前の常総・下妻学校給食組合の職員として在職し、及び勤務した期間を通算する。

中略

附 則（令和元年条例第16号） 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の常総

市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

~~別表第1（第4条関係）~~

~~等級別基準職務表~~

職務の級	標準的な職務
1級	主事補若しくはこれに相当するその他の職の職務又は定型的な業務を行う主事，技師若しくはこれらに相当するその他の職の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事，技師又はこれらに相当するその他の職の職務
3級	主幹，主任又はこれらに相当するその他の職の職務
4級	係長，主査又はこれらに相当するその他の職の職務
5級	課長補佐又はこれに相当するその他の職の職務
6級	副参事，課長又はこれらに相当するその他の職の職務
7級	参事，部長又はこれらに相当するその他の職の職務

別表第1（第4条関係）

等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>標準的な職務</u>
<u>1級</u>	<u>主事補の職務又は定型的な業務を行う主事若しくは技師の職務</u>
<u>2級</u>	<u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務</u>

<u>3級</u>	<u>主幹又は主任の職務</u>
<u>4級</u>	<u>係長又は主査の職務</u>
<u>5級</u>	<u>課長補佐の職務</u>
<u>6級</u>	<u>副参事又は課長の職務</u>
<u>7級</u>	<u>参事又は部長の職務</u>

別表第2 略

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 6 条 略

(給与に関する特例)

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	3 7 5, 0 0 0
2	4 2 2, 0 0 0
3	4 7 2, 0 0 0
4	5 3 3, 0 0 0
5	6 0 8, 0 0 0

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外等)

第 8 条 常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 1 1 条の 3 まで、第 1 3 条から第 1 5 条まで及び第 1 9 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 1 8 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 8 年常総市条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 6 条の 2 第 1

項中「前条第 2 項，第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず，これらの」とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項の」と，給与条例第 1 7 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と，給与条例第 1 8 条第 2 項中「~~100分の130~~100分の125」とあるのは「~~100分の170~~100分の165」とする。

【第 4 条関係（令和 3 年 4 月 1 日施行）】

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項，第 6 条の 2 第 1 項，第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 1 8 条第 2 項の規定の適用については，給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 8 年常総市条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と，給与条例第 6 条の 2 第 1 項中「前条第 2 項，第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず，これらの」とあるのは「任期付職員条例第 7 条第 1 項の」と，給与条例第 1 7 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と，給与条例第 1 8 条第 2 項中「~~100分の125~~100分の127.5」とあるのは「~~100分の165~~100分の167.5」とする。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則（平成 3 0 年条例第 3 5 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 2 条及び第 4 条の規定は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 1 6 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 2 条及び第 4 条並びに附則第 4 項の規定は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

昭和32年10月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第3条 給料月額の定額は、別表第1に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第3条の2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第11条の4第2項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「~~100分の130~~100分の125」とあるのは「~~100分の170~~100分の165」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

【第2条関係（令和3年4月1日施行）】

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「~~100分の125~~100分の127.5」とあるのは「~~100分の165~~100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第4条の2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適

用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第 1 8 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（旅費の種類）

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃等）

第 6 条 鉄道賃、船賃、航空賃、管内旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅費の額は、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 1 3 号。以下「一般職旅費条例」という。）を準用して算出された額とする。ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「旅費法」という。）を準用して算出された額とする。

（車賃等）

第 7 条 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

2 外国旅行については、旅費法別表第 2 の 1 の表中、その他の者が受ける額と同一の額による。

（旅費の支給方法）

第 8 条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第 1 6 条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 公用車等を利用した場合には当分の間、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

4 特別車両料金及び特別船室料金については、第 6 条の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例附則第 5 項の規定は適用しない。

（石下町の編入に伴う経過措置）

5 石下町の編入の前日に、石下町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に

関する条例（昭和32年石下町条例第11号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「「100分の160，」」とあるのは「「100分の145，」」とする。

（期末手当に関する特例措置）

- 7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によりとされる市長の期末手当（令和2年6月1日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（平成30年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第17号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。